

「しずおか食の地図」使用取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、静岡県が2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）にブース出展するに当たり作成したイラスト「しずおか食の地図」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「しずおか食の地図」とは、ふじのくに地球環境史ミュージアム佐藤洋一郎館長監修「静岡 食の地図」をもとに、地球暦研究者である暦技研合同会社杉山開知氏、杉山絵美氏が作成したものをいう。

（しずおか食の地図に関する権利）

第3条 しずおか食の地図に関する著作権は、静岡県（以下「県」という。）に属する。

（使用承認の申請等）

第4条 しずおか食の地図のイラスト（イラストから製作した立体物や写真を含む。以下「イラスト等」という。）を使用しようとする者は、著作権法上で認められる場合を除き、あらかじめしずおか食の地図使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用承認）

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、イラスト等の使用を承認し、「しずおか食の地図使用承認証（様式第2号（以下「承認証」という。）を交付するものとする。

- （1）営利団体等が自己の利益を主たる目的として使用するとき
- （2）県又はしずおか食の地図若しくは静岡県内の食材や食文化のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき
- （3）法令、公序良俗に反すると認められるとき
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
- （5）第三者の利益を害すると認められるとき
- （6）しずおか食の地図の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- （7）その他知事がしずおか食の地図の使用について不適當と認めるとき

（使用承認の特例）

第6条 知事は、前条第1号に該当する場合であっても、イラスト等の使用により県の観光振興、県産品の販売促進その他本県の施策の推進に寄与すると認められるときは、前条の規定に関わらず、イラスト等の使用を承認するものとする。

（使用承認の条件）

第7条 知事は、第5条又は第6条の規定により使用を承認するときは、しずおか食の地図の使用方法その他について、条件を付することができる。

(遵守事項)

第8条 第5条又は第6条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等に改編を加えないこと
- (2) 次のクレジットを併記すること（ただし、文字のサイズ、フォント、フォント色の指定はしない）

GEO KITCHEN SHIZUOKA - Shizuoka Prefecture booth at Expo 2025 Osaka, Kansai, Japan Supervised by Yo-Ichiro Sato (Director, Museum of Natural and Environmental History, Shizuoka) Illustration: Kaichi Sugiyama, Emi Sugiyama (Chikyu-reki / HELIO COMPASS(R)) Produced by Shizuoka Hakuhodo Inc.

- (3) その他各種の法令を遵守すること

(使用期間及び実績報告)

第9条 イラスト等の使用期間は、使用承認の日から最長3年間とする。

- 2 前項の使用期間満了後において、引き続き使用するときは、改めてしずおか食の地図使用申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 使用者は、使用期間の終了後、速やかにしずおか食の地図使用実績報告書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 4 使用期間が複数年度にわたる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、各年度ごとの使用実績についてしずおか食の地図使用実績報告書（様式第3号）を作成し、当該年度の翌年度の4月末日までに（使用期間の満了の日が属する年度にあっては、同日後速やかに）知事に提出するものとする。

(使用料)

第10条 イラスト等の使用料については、無料とする。

(承認内容の変更)

第11条 イラスト等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめしずおか食の地図使用変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(使用承認の取消し)

第12条 知事は、イラスト等の使用がこの規程又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

- 2 知事は、使用承認を受けた者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(事故、苦情等の処理)

第13 条 イラスト等の使用に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、県はその責を負わないものとする。

(賠償責任等)

第14 条 県は、イラスト等の使用承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反した使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。とともに、必要な法的措置をとることができる。

(経費の負担)

第15 条 県は、使用承認の申請、変更申請、イラスト等の使用に係る経費を負担しない。

(補則)

第16 条 この規程に定めるもののほか、イラスト等を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

しずおか食の地図使用申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

下記のとおり、「しずおか食の地図」のイラストを使用したいので申請します。
なお、使用承認を受けるにあたっては、「しずおか食の地図」使用取扱規程及び関係法令等を遵守することを誓約します。

記

(※) は記載必須項目

使用目的 (※)		
使用方法 (※)		
使用対象物品 (商用利用の場合)	品名	
	サイズ	
	製造予定数	
	販売価格	
	販売場所	
使用予定期間 (※)	年 月 日～ 年 月 日	
連絡先 (※)	担当者名	
	電話	
	電子メール	
備考		

様式第 2 号（第 5 条、第 6 条関係）

しずおか食の地図使用承認証

年 月 日

様

静岡県知事 （ 氏 名 ）

年 月 日付けで申請のあったイラスト等の使用について、「しずおか食の地図」使用取扱規程第 5 条（第 6 条）の規程により、下記のとおり承認します。

記

承認番号	第 号
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
留意事項	「しずおか食の地図」使用取扱規程及び関係法令等を遵守すること

様式第 3 号（第 9 条関係）

しずおか食の地図使用実績報告書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地 〒
名称
代表者職氏名

「しずおか食の地図」使用取扱規第 9 条第 3 項の規程により、使用実績を報告します。

記

1 使用実績

(※) は必須項目

承認番号 (※)	第 号
使用期間 (※)	年 月 日から 年 月 日まで
使用内容 (※)	
製造数	
販売数	
総売上	円

2 添付資料（使用状況が確認できる写真等を添付すること）

様式第 4 号（第 11 条関係）

しずおか食の地図使用変更申請書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地 〒
名称
代表者職氏名

年 月 日付けで申請したしずおか食の地図使用申請書について、下記のとおり変更
したいので申請します。

記

(※) は記載必須項目

項目	変更前	変更後